

# こころの医療センター 医療事故公表基準

## 1 目的

本センターは、安全で質の高い医療を提供することが求められている。このために安全管理体制の整備を図り、医療安全推進に取り組んでいるところである。医療上の事故等が発生したときに、その内容と事故防止のための改善策を公表することにより、医療安全対策の徹底に資するだけでなく、他の医療機関の医療安全にも寄与し、医療の透明性、信頼性を高めることができる。このため、公表に関する基準を示すことを目的とする。

## 2 本基準における用語

本基準における用語は次のとおりである。

### (1) 医療上の事故等

疾病そのものではなく、医療機関で発生した患者の有害な事象をいい、医療行為や管理上の過失の有無を問わない。

### (2) 医療過誤

医療上の事故等のうち医療従事者・医療機関の過失により起こったものをいう。

### (3) 合併症

医療行為に関して二次的に発生し、患者に影響を及ぼす事象をいう。

なお、合併症には「予期できていた」場合と「予期できなかった」場合とがある。

## 3 公表する医療上の事故等の範囲及び方法

### (1) 医療過誤

1. 患者が死亡、もしくは重篤で、永続的な障害が残ったもの  
発生後、過失による医療上の事故であることが明白なものは、速やかに概要等を公表する。さらに、事故処理委員会で事故原因を調査した後、概要及び改善策をホームページの掲載等により公表する。
2. 重篤な障害があり、濃厚な処置や治療により回復したもの  
事故の概要及び改善策をホームページへの掲載等により公表する。ただし、重大な過失で速やかに公表することが必要と判断したものは、速やかに公表する。
3. 重篤ではないが、永続的な障害が残ったもの  
一定期間取りまとめて一括して公表する。ただし、重大な過失の場合は、改善策を策定した後にホームページへの掲載等により公表する。
4. 上記に掲げる以外のもの  
一定期間取りまとめて一括してホームページへの掲載等により公表する。

## (2) 過失のない医療上の事故等

1. 予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る合併症等  
一定期間取りまとめて一括して公表する。ただし、公表することにより、他の医療機関における合併症等の再発防止に資すると判断するものはホームページへの掲載等により公表する。
2. 予期していた合併症のうち、公表することにより他の医療機関における再発防止に資すると判断したもの  
一定期間取りまとめて一括してホームページへの掲載等により公表する。

## 4 公表に当たっての留意点

### (1) 患者側への配慮

公表に際しては、「和歌山県個人情報保護条例（平成 14 年 12 月 24 日和歌山県条例第 66 号）に基づき、患者側のプライバシーに十分な配慮をし、その内容から患者が特定、識別されないように個人情報を保護するとともに、医療従事者の個人情報の取り扱いにも十分な配慮しなければならない。

### (2) 患者・家族等からの同意

医療上の事故の公表に当たっては、患者側の意思を踏まえて匿名化するとともに、3（1）1 及び 2 の報道機関に公表する場合等は、下記により取り扱うこととする。

1. 原則として患者本人及び家族等からも同意を得る。
2. 患者が死亡した場合は、原則として遺族から同意を得る。
3. 患者が意識不明の場合や判断能力がない場合は、原則として家族等から同意を得る。また、患者の意識回復に合わせて、速やかに本人への説明を行い、同意を得るように努める。
4. 同意を得るに当たっては、公表することだけでなく、その内容についても十分説明を行わなければならない。
5. 同意の有無、説明の内容を診療録に記載する等により記録する。

## 5 公表の判断

過失の有無、公表するか否かの判断、公表の内容については、医療安全管理委員会や事故処理委員会等の意見を踏まえ、院長が決定する。

## 附則

この基準は、平成 31 年 3 月 14 日から適用する。